

教職員各位

人事課長 佐々木寿徳

次世代育成支援対策推進法に基づく「尚綱学院行動計画」の策定について

「次世代育成支援対策推進法」（以下、「次世代法」という。）は、社会全体で子育てサポートに取り組むために、国も地方も民間企業も「一般事業主行動計画」を策定し、実践することを目的として、2003年に制定されたものです。

また、2011年4月1日より「101名以上300名以下の企業の一般事業主行動計画の公表及び従業員への周知」が義務化されたことを受け、本学院におきましても「尚綱学院行動計画」を策定し、宮城県労働局へ届出を行い、取り組んで参りましたが、この計画は2013年3月をもちまして、計画期間を終了いたしました。

つきましては、別紙のとおり今期（2年間）の行動計画では、各制度の周知徹底をさらに強化し、引き続き継続的な実践に取り組み、取得率の向上によって、安心して子育てできる職場環境を構築することを目指して参ります。

「尚綱学院行動計画」

すべての職員が能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、仕事と子育てが両立できる企業となるため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間

2年（2013年4月～2015年3月）

2. 内 容

子育てを行っている職員に対する職場環境づくり

【目標 1】 育児休業期間取得年限の延長に関する周知徹底

2011年4月より育児休業は、「1歳の誕生日まで」というそれまでの規程から、「2歳の誕生日まで」取得することができる（事情により、2歳6ヶ月まで延長することができる）こととなった。ただし、養育する子が1歳に達するまでの期間は、給与月額（月例給）と扶養手当の合計の50%を支給するが、1歳を経過した後の育児休業期間は無給となる、という規程改正の周知を徹底する。

制度を知らないために申請をしなかった、ということを防止する。

＜対策＞

2013年4月～ 広報等により、制度の周知徹底を行う。

【目標 2】 配偶者の出産時における休暇取得の促進

現在、慶弔休暇として配偶者の出産時に「2日以内」の特別休暇を認め、入院時等にも休暇を取得できるよう要件を拡大しているが、さらに休暇取得率100%を目指す。

＜対策＞

2013年4月～ 人事課より対象者(出産予定の配偶者を持つ職員)への個別説明等を行う。

8月～ 業務計画、業務改善、周囲の協力体制等を図ることにより、当該特別休暇の取得を促進する。（目標：取得率100%）

【目標 3】 産休・育休取得者への事前通知等による労働条件及び制度内容の周知

産休・育休取得者へ労働条件等の事前通知し、さらに「休業前ガイダンス」を行うことにより、制度等(※)の周知徹底を図る。

- (※)・産休及び育休制度について（労働条件含む）
- ・私学共済(健康保険・年金制度)の掛金について
 - ・雇用保険給付金について

＜対策＞

2013年4月～ 引き続き対象者に対し、事前通知及びガイダンスを行う。

すべての職員に対する職場環境づくり

【目標 4】 長期休暇取得の促進

年間一度5日以上連続した有給休暇の取得か、年間二度3日以上連続した有給休暇の取得を実施する。

＜対策＞

2013年4月～ 管理職に対する研修を行うことにより、意識改革を行う。
管理職者から各部署への意思伝達により、職場全体の意識改革を行う。
広報等により、行動計画目標及び関連する制度等の周知徹底。
業務計画、業務改善、周囲の協力体制等を図ることにより、長期休暇の取得を促進する。